

## 第5次恵那市地域福祉計画・人権施策推進指針策定のための実態調査業務委託仕様書

### 1. 業務名

第5次恵那市地域福祉計画・人権施策推進指針策定のための実態調査業務委託

### 2. 業務の目的

本市においては、社会福祉法第4条に規定される地域福祉の推進を行うため、同法第107条に規定される地域福祉計画を策定している。現行の計画期間が令和9年度で終了するため、新たな計画(令和10年度～令和14年度)を策定する必要がある。また、あわせて人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき策定している人権施策推進指針も令和9年度で終了するため、新たな計画を策定する。

本業務は現行の福祉制度、恵那市管内の福祉施策などの状況把握、評価分析等を行うとともに、地域住民のニーズを把握するために、地域住民へのアンケート調査等を実施し、計画策定のための基礎資料としてとりまとめることを目的とする。

### 3. 委託契約期間

令和8年8月10日 ～ 令和9年2月28日

### 4. 委託場所

恵那市全域とする。

### 5. 委託業務の内容

第5次恵那市地域福祉計画・人権施策推進指針策定のための基礎資料となる実態調査及び分析を行う。また、国・県の動向を踏まえながら、令和10年度以降の展望と必要な施策の実現に向けて基礎となる関係資料を作成する。

#### (1) 市民アンケート調査・取りまとめ

##### ① 調査票の企画・作成

郵送及びWEBシステム併用実施

##### ② 調査票発送

発送数市民2,000件(恵那市内に居住する18歳以上の住民：無作為抽出)

(注1) 本委託料に調査票印刷代、発送及び返送用封筒印刷代、郵送代等を含む。

(注2) 宛名用タックシールについては、恵那市社会福祉課により印刷作成する。

##### ③ 調査票回収・結果取りまとめ

##### ④ アンケート調査の集計・分析

アンケート結果の集計分析から恵那市の現状と課題を整理し、地域の実情や特性を活かした計画策定につなげるための結果資料を作成する。

## (2) 統計データ等の分析・課題整理・取りまとめ

- ① 第4次恵那市地域福祉計画の進捗状況の把握と分析
- ② 上位計画及び関連計画の動向と把握、整合性
- ③ 法令（社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者基本法等、政令及び施行規則等）及び国が示す指針等の把握
- ④ 各種統計数値による現状把握（人口、世帯、産業別就業者数、高齢化率、障害者率等）
- ⑤ 高齢者福祉施策、次世代育成施策、障害者施策、保健施策等の現状分析と課題整理

## (3) 報告書の作成・納品

市民アンケート調査及び統計データ等の分析等の取りまとめ結果について、報告書を作成する。

- ① 報告書はA4 縦版単色、全体で40 ページ以内 表紙、簡易製本50部と、収録媒体(CD-R等)と併せて提出すること。
- ② 会議資料など委託契約期間中に必要となる資料については、E-mail等でデータを提供すること。
- ③ 上記の収録媒体データについては、Word、Excel等形式で作成し、再編集可能なファイル形式および状態にて納品すること。また、印刷用のPDFデータも合わせて納品すること。

(注) 本業務の委託料に電子媒体購入費用・郵送料を含む。

## 6. 守秘義務

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

## 7. 個人情報の取扱い

個人情報およびプライバシーの保護に努め、また業務上知り得た個人情報は受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。

## 8. その他

- ① 本業務において、損害賠償及びその他の問題はすべて受託者の責任において処理するものとし、これらに係る費用はすべて受託者の負担とする。
- ② 受託者は、契約締結後、速やかに「着手届、作業行程表、その他恵那市が必要とする書類」を恵那市に提出すること。
- ③ 成果品については、すべて恵那市に帰属するものとし、恵那市に許可なく他に公表・貸与・使用してはならない。
- ④ 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合または付随する業務が新たに発生した場合は、恵那市と協議のうえ必要な業務を実施するものとする。